

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第10条に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する必要な事項を定め、福祉サービス第三者評価の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において評価機関が第三者評価の対象とする「福祉サービス」とは、次の各号のいずれかに該当するものを言う。

- (1) 社会福祉法に定める社会福祉事業において提供されるサービス
- (2) 介護保険法に定めるサービス（医療行為を除く）
- (3) 上記各号に準ずるもので、推進機構が認めるサービス

(評価機関の責務)

第3条 評価機関は、次の各号に掲げる責務を負うものとする

- (1) 公正・中立で信頼性のある評価に努めること
- (2) 本要綱、関係法令及び関係当事者間の契約を遵守すること
- (3) 情報の公開及び個人情報の保護に努めること
- (4) 評価調査者の資質の向上に努めること
- (5) 第三者評価が適正に行われるよう相当の注意及び監督に努めること
- (6) 推進機構と協力して、第三者評価の推進に努めること

(認証申請)

第4条 神奈川県内において、評価機関として第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、推進機構の認証を受けるものとする。

2 認証の申請（更新を含む）は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書(以下「評価機関認証申請書」という。）」（様式1）に必要な書類を添付して行うものとする。

(認証基準)

第5条 評価機関の認証にあたっては、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価機関は、法人格を有するもの、または申請時の存続期間が3年以上の有限責任事業組合であり、福祉サービス第三者評価事業を実施することを定款に規定するとともに、登記されていること。
- (2) ア 第11条の規定により第三者評価事業を廃止した法人（廃止の日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。）であった者が役員である法人を含む。）については、その廃止の日から3年間を経過していること
ただし、当該法人について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会（以下、「運営委員会」という。）で相当の理由があるとした場合を除く
イ 第13条の規定により認証を取消された法人（取消の日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。）については、その取消の日から推進機構で定められた期間を経過していること
ウ 第6条の規定により認証されないこととされた法人（当該認証されないこととされた

日前 60 日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)については、その認証されないこととされた日から推進機構で定められた期間を経過していること

- (3) 評価機関は神奈川県内に事務所を開設していること。
- (4) 評価機関は、第三者評価を的確に行うに足りる知識及び技能並びに人員を有すること。
- (5) 評価機関は、第三者評価を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (6) 評価機関は、次に掲げる評価調査者を所属させ、必要数確保していること。
 - ア 推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了した者
 - イ 当該評価機関に所属する評価調査者のうち、別表に基づき次の(ア)または(イ)に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること
 - (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有していると認められる者
 - (イ) 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有していると認められる者
- (7) 評価機関は、評価調査者に対して、評価項目や評価手法等に関する定期的な研修機会を確保し、評価調査者の質の向上に取り組むこと。
- (8) 評価機関は、公正な評価決定を行うために、第三者性を確保した評価決定委員会を設置し、評価決定プロセスの透明性を確保すること。
- (9) 評価の実施にあたっては、推進機構が別に定める評価基準をすべて取り込んだ上で評価を行うこと。
- (10) 評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。
 - ア 事業者調査
 - (ア) 状況調査
事業所の運営状況を示す文書による調査
 - (イ) 自己評価調査
評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査
 - (ウ) 訪問調査
推進機構が定める評価基準による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査
 - イ 利用者調査
評価機関が定めた評価項目による、利用者全員を対象としたアンケート調査を実施する。また、可能な範囲でヒアリング調査を行う。
- (11) 評価機関は、評価調査者自らが関係する事業所の評価調査を行わせないこと。
- (12) 1件の評価調査は、複数の評価調査者(上記第6号に規定する(ア)(イ)の双方1名以上)が一貫してあたるものとし、調査結果のとりまとめは、評価調査者の合議によって行うこと。
- (13) 評価機関は、自らが実施した評価結果について、評価結果の公表に関して推進機構が別に定める様式により、推進機構に報告すること。
- (14) 評価機関は、評価結果について、推進機構による公表の他に、独自にホームページで公表する体制を整えること。
- (15) 評価機関は、事業内容に関する透明性を確保するため、次に掲げる事項を盛り込んだ規程等を整備してホームページで公開し、それに基づいて評価事業を実施すること。
 - ア 第三者評価の実施に関すること(第三者評価を実施するサービス種別を含む)
 - イ 標準的な評価手法及び手順に関すること
 - ウ 評価決定委員会の設置及び運営に関すること
 - エ 評価料金(評価手数料)に関すること
 - オ 評価結果の公表に関すること
 - カ 守秘義務に関すること
 - キ 倫理規定に関すること

- ク 個人情報保護に関すること
 - ケ 評価調査者研修に関すること
 - コ 評価結果に対する異議や苦情の申立窓口及び責任者に関すること。ただし、苦情相談窓口における担当者と責任者は別に定めること
 - サ 所属する評価調査者一覧（推進機構登録番号、評価調査者養成研修修了状況、上記（12）の（ア）（イ）に関する資格または主な経歴。氏名については非公開可）に関すること
 - シ 評価事業の実績に関すること
- (16) 推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力すること。
- (17) 評価機関は、第三者評価の実施にあたり、公正中立な立場の保持にとって不相当と認められる次に掲げる事由がないこと。
- ア 当該法人が評価実施サービス（同種別の福祉サービス）を提供している場合
 - イ 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行う場合
 - ウ 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行う場合
 - エ 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行う場合
 - オ 評価機関が評価を行ったサービス事業者の事業に関係する場合
 - カ 全国及び都道府県推進組織により、第三者評価事業を廃止又は取消又は認証されないこととされた法人（当該廃止又は取消又は認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者が役員である法人を含む。）については、その決定の日から3年未満の場合
ただし、当該法人の廃止又は取消又は認証されないことについて、運営委員会で相当の理由があるとした場合を除く
 - キ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - ク その他、公正中立な第三者評価の実施に支障が生じると判断される場合

（認証の通知）

- 第6条 推進機構は、認証を決定したときは「福祉サービス第三者評価機関認証書」（様式2）を交付し、認証しないことを決定したときは「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」（様式3）を送付する。
- 2 推進機構は、申請者を評価機関として認証したときは、当該評価機関に関する情報を公開するものとする。

（認証の期間）

- 第7条 推進機構が認証する評価機関の認証有効期間は、認証の日から3年を超えない期間とし、原則としてその終期は当該年度の末日とする。
- 2 認証期間経過後、引き続き評価事業を行うときは、推進機構からの指示に従い認証の更新申請を行うものとする。
- 3 認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3カ年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む）が10件未満の場合、当該更新を行う年度中に、推進機構が別に定める更新時研修を受講しなければならない。

（認証手数料等）

- 第8条 申請者又は更新を申請する評価機関は、申請の際に次に掲げる認証手数料又は更新手数料を推進機構に納付しなければならない。
- (1) 認証手数料 30,000円
 - (2) 更新手数料 30,000円

（認証申請の取り下げ）

第9条 申請者が認証決定前に申請を取り下げるとき、または評価機関が更新の認証決定前に申請を取り下げるときは、「福祉サービス第三者評価機関認証申請取り下げ書」（様式4）により届け出るものとする。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

（変更の届出）

第10条 認証を受けた評価機関は、評価機関認証申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関変更届出（申請）書」（様式5）に必要書類を添付し、変更の届け出、又は変更の申請を行うものとする。

（廃止の届出）

第11条 認証を受けた評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに「福祉サービス第三者評価機関廃止届」（様式6）にその理由を付して届け出るものとする。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

（指導等）

第12条 推進機構は、認証した評価機関が第14条各号に該当するおそれがある場合、評価機関に対し必要な書類の提出を求め、事情を聴取し、又は必要な調査を実施し、前記各号に該当する違反事実を確認した場合は、再発防止に係る改善策等の報告を求めることができる。

（業務改善勧告等）

第13条 運営委員会は当該評価機関が前条による改善要請に応じない、または改善されていることが確認できない場合は、運営委員会の審議に基づき、期限を付して業務の改善を勧告するとともに、推進機構ホームページにおいて、当該評価機関名と違反事実を公表することができる。

（認証の取消等）

第14条 運営委員会は、認証した評価機関が次の各号に該当し、調査審議の上、必要があると判断した場合は、評価機関認証の取消、又は期間を定め全部もしくは一部の効力を停止する。

- (1) 第5条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 本要綱の規定に従って第三者評価に係る業務を適正かつ確実に行うことが出来ない場合
- (3) 公正中立な立場で評価を行う評価機関として、次のふさわしくないと認められる状況が生じた場合
 - ア 評価の信頼性を損なうような評価をすること
 - イ 事業者から評価手数料とは別に金品を受け取ること
 - ウ 守秘義務に反すること
 - エ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
 - オ 評価契約に反する行為をすること
 - カ 法令に違反する行為をすること
 - キ 上記各号と同等と認められる行為をすること
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、推進機構の行う調査等に協力しない場合
- (5) 推進機構に虚偽の報告または資料を提出した場合
- (6) 前条の業務改善勧告に従わない場合
- (7) 認証手数料等を推進機構が定める期限までに納付しない場合
- (8) 原則として認証の更新時までの間に、評価実績がない場合

2 推進機構は、評価機関の認証を取り消したときは、「福祉サービス第三者評価機関取消通知書」（様式7）により通知する。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

3 推進機構は、評価機関の認証を取り消した結果を推進機構ホームページにて公表する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、評価機関の認証に関して必要な事項は、評価機関認証実施要領に定める。

第16条 この要綱及び評価機関認証実施要領に定めるもののほか、評価機関の認証に関して必要がある場合は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条（9）で規定する「評価の実施にあたっては、推進機構が別に定める評価基準をすべて取り込んだ上で評価を行うこと。」は、平成31年4月1日現在認証されている評価機関については、2020年3月31日までの間に限り、当該評価機関に対して推進機構が認証した評価項目及び手法を認めるものとする。

第7条で規定する評価機関の認証有効期間は、平成31年4月1日現在、認証されている評価機関については推進機構が別に定める年度の3月31日を有効期間の満了日とする。

第7条（4）で規定する「認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3カ年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む）が10件未満の場合、当該更新を行う年度中に更新時研修を受講しなければならない。」は、平成31年4月1日現在、認証されている評価機関については推進機構が別に定める認証有効期間の前年度からの直近3カ年度における評価件数とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条（6）イ及び（12）で規定する所属評価調査者の資格要件、同条（14）で規定する評価機関ホームページでの評価結果の公表、同条（15）で規定する規程等の整備、ホームページでの公開については令和3年3月31日までの間に限り、経過措置期間を設ける。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長

殿

申請者 (所在地) (〒 -)

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関認証申請書（新規・更新）

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第4条の規定により、福祉サービス第三者評価機関としての認証を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 第三者評価を実施する部署・連絡先等

設置しようとする評価機関	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒 -)			
	電話番号				
	FAX番号				
	代表者の役職名・氏名	役職名		フリガナ	
第三者評価事業に係る連絡先	担当部署名				
	第三者評価事業を実施する部署の所在地	(〒 -)			
	担当者の役職名・氏名	役職名		フリガナ	
	電話番号				
	FAX番号				
	メールアドレス				
				氏名	

2—実施可能な評価対象分野（○印で表示してください）

対象分野	() 児 童	() 高 齢	() 障 害	() 保 護
------	---------	---------	---------	---------

様式 2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

福祉サービス第三者評価機関認証書

(評価機関名)

(代表者名) 殿

年 月 日 付の申請について、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき審査した結果、貴法人を福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関として認証します。

記

認 証 年 月 日	年 月 日
認 証 更 新 年 月 日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日まで
評価機関認証番号	認証第 号

年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会 長

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

様式 3

第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

福祉サービス第三者評価機関不認証通知書

年 月 日付の認証（変更）申請について、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき
審査した結果、貴法人（変更内容）を下記に掲げる理由により不認証としましたので通知
します。

また、同要綱第5条(2)ウの規定に基づき、下記に定める一定期間を経過、貴法人からの
再申請を受理しないことを申し添えます。

記

不認証の理由

再申請を受理しない期間（かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価機関認証要綱第5条(2)ウ規定）

間（ 年 月 日まで）

様式 4

第 年 月 日
号

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 殿

届出者 (所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関認証申請取り下げ書

年 月 日付で申請しました、福祉サービス第三者評価機関の認証申請を取り下げたいので、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第9条の規定に基づき、取り下げ書を提出します。

		申請年月日	年 月 日
取り下げの理由			
評価機関	フリガナ		
	名称		
	所在地		
	代表者氏名		

様式 5

年 月 日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

所在地：

法人名：

代表者名：

印

福祉サービス第三者評価機関変更届出（申請）書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第10条の規定により、福祉サービス第三者評価機関の認証申請書記載事項等に変更が生じたので、次のとおり関係書類を添えて届け出（申請）します。

✓欄	No.	認証申請（更新）時から変更した事項・資料名等	添付書類
	1	□法人名称、□代表者、□住所	法人の登記簿謄本コピー
	2	□電話番号、□Fax番号、□E-mailアドレス、□HPのURL、 □営業日・時間、□実施地域、□調査者雇用形態、□評価方針	（該当項目の□に✓し、変更内容を左の欄の余白、または任意の別紙に記載。）
	3	法人の定款、寄付行為等	原本コピー
	4	評価料金	①料金表 ②その算定根拠
	5	評価調査者	①名簿 ②承諾（契約）書
	6	評価決定委員会の委員	①名簿 ②就任承諾書等
	7	第三者評価実施要領	当該要領コピー
	8	実施可能な評価対象分野の追加	実施分野、料金及び算定根拠一覧
	9	事業者との間で締結する契約書の様式	当該契約書コピー
	10	第三者評価事業に係る苦情相談窓口	第三者評価事業に係る苦情相談窓口の様式
	11	評価機関の組織及び役員・職員	①評価機関の組織図 ②役員・職員名簿 ③福祉サービス第三者評価機関認証要綱の遵守にかかる誓約書
	12	個人情報保護規程及び倫理規程等の規程類	当該規程コピー（変更箇所下線）
	13	評価機関基本情報報告書	情報内容に変更が生ずる場合添付

様式 6

年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

届出者 (所在地) (〒 -)

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関廃止届

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第11条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関としての事業を下記の通り廃止いたしますので届け出ます。

また、同要綱第5条(2)アの規定に基づき、廃止決定の日から3年間、再認証を受けられないことについて異議ありません。

評価機関	フリガナ	
	名称	
	所在地	(〒 -)
	代表者氏名	
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		

様式 7

第 年 月 日
号

殿

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第14条の規定に基づき、調査及び審査した結果、貴法人の福祉サービス第三者評価機関としての認証を取消することに決定いたしましたので、通知します。

また、同要綱第5条(2)イの規定に基づき、下記に定める一定期間、貴法人の再認証を行わないことを申し添えます。

認証番号		取消年月日	年 月 日
取消の理由			
評価機関	フリガナ		
	名称		
	所在地		
	代表者氏名		

再認証を行わない期間 (かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価機関認証要綱第5条(2)イ規定)

間 (年 月 日まで)